

# 燃費の明瞭な表示に関する規約運用の考え方

## ※ 燃費に関する規約の規定

＜規約第5条第4号（燃料消費率）＞

燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を 明りょうに表示 すること。

広告等において燃費について表示する場合は、その内容が消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、以下に基づき、明瞭に表示するものとする。

### 1) 表示事項

燃費について表示する場合は、以下の事項を表示するものとする。

- ① 「公式テスト値（JCO8モード燃料消費率、国土交通省審査値）又は公的第三者によるテスト値である旨」（以下「公式テスト値等である旨」という。）
- ② 「定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる旨」（以下「燃費に関する付記説明」という。）

ただし、ラジオCMについては、燃費の具体的測定方法（例えば「JCO8モード燃費は20Km/l」等）の表示で代えることができるものとする。

### 2) 表示方法等

燃費について表示する場合は、以下の方法等により、公式テスト値等である旨及び燃費に関する付記説明を表示するものとする。

#### (1) 表示箇所等

燃費に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示するものとする（ラジオCM除く）。

ただし、スペースや時間等の関係で燃費に関する付記説明を近接した箇所に一体で表示できない場合は、以下に基づき表示することができるものとする。

#### ① 活字媒体

ア. 新聞、チラシ、雑誌、インターネット（動画を除く）

同一紙面（画面）に複数車種の燃費を表示する場合、燃費に関する付記説明については、燃費との関連を明確にした上で、同一紙面（画面）上の一箇所に一括して表示することができる。

イ. インターネットバナー広告（広告スペース220ピクセル×75ピクセル以下）

燃費に関する付記説明については、「リンク先ホームページを確認されたい。」等を表示することにより、リンク先ホームページにおいて表示することで代えることができる。

ウ. カタログ (Webを含む)

同一頁に複数車種の燃費を表示する場合及び主要諸元欄で燃費に関する付記説明を表示する場合については、燃費との関連を明確にした上で、同一紙面(画面)上の一箇所一括して表示することで代えることができる。

② 電波媒体 (テレビ (インターネットの動画含む))

燃費に関する付記説明については、同一画面上に表示できない場合、複数画面や音声を用いて表示することで代えることができる。

(2) 文字の大きさ (文字数)、表示時間

① 活字媒体

文字の大きさは、カタログ (Webを含む) の主要諸元欄を除き、8ポイント (インターネットは8ポイント相当) 以上とする。

ただし、同一紙(画)面及び頁に複数車種の燃費を表示する場合は、消費者にその趣旨が十分に伝わるよう、文字の大きさについて、以下に基づき表示するものとする。

ア. 新聞

5段以上の場合は10ポイント以上、10段以上の場合は12ポイント以上とする。

イ. チラシ、雑誌、カタログ等

B5以上の場合は10ポイント以上、B4以上の場合は12ポイント以上とする。

② 電波媒体

ア. テレビ (インターネットの動画含む)

1行当たりの文字数は、最大50文字以内とし、表示時間は、15秒以内のCMの場合は最低1.5秒以上、16秒以上のCMの場合は2秒以上とする。

イ. ラジオ

可能な限り表示時間を確保するものとする。

(3) 強調して表示した文字の大きさとのバランス

燃費について、強調して表示した文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の5分の1 (いずれの場合も、最低8ポイント (相当)) 以上の大きさとするものとする。

(4) 文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保するものとする。